議長	議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について審議いたします。 整理番号３－１について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推８番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－１について、１月２０日に江原良弘委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字前ケ貫字堰口地内にある畑２筆、面積１，４８６㎡です。 農地の現況は栗が作付けされており、また、耕うん管理されております。 譲受人は、申請地における共有持分を譲受け、単有とするために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ホウレンソウ、キャベツ、レタスなどの露地野菜を作付けするとのことです。 また、通作については自宅から徒歩１分以内ですので、特段問題はないと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建住宅にて家族３人で居住をしています。 譲受人の農作業の経験については、３０年以上の経験があります。

	譲受人からは今回、ホウレンソウ、キャベツ、レタスなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅から徒歩１分の場所ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地の共有部分を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和７年１月６日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機１台を所有しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが、特段ございません。 ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について審議いたします。 整理番号３－２について、地区担当委員の須田重雄推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推６番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－２について、１月２０日に大河原佐智子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

	申請地は、大字永田字中内出地内にある畑１筆、面積７２７㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ピーマン、トマト、ナスなどを作付けするとのことです。 また、通作については自宅から徒歩１分以内とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、須田重雄推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建住宅にて家族３人で居住をしています。 譲受人の農作業の経験については、３０年以上の経験があります。 譲受人からは今回、ピーマン、トマト、ナスなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅から徒歩１分以内ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和７年１月６日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機１台、刈払機１台を所有しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大河原佐智子委員、何かございますか。
３番	特段ございません。

議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について、何かご意見、ご質問等ございますか。
２番	譲受人の作付け計画は、ピーマン、トマト、ナスなどとなっておりますが、周辺の農地の状況も踏まえると、ユズや栗等の果樹が適しているようにも思えましたが、いかがでしょうか。
事務局	譲受人は、現在申請地の隣接地で露地野菜全般を作付けされている実績もあることから、特段問題ないと判断しております。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について審議いたします。 整理番号３－３について、地区担当委員の新井安井典委員より現地調査報告をお願いいたします。
９番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－３について、１月２６日に河野和昭推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字双柳字水窪地内にある畑１筆、面積１，５１２㎡です。 農地の現況は栗が作付けされており、適正に管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、栗を作付けするとのことです。 また、通作については自宅から車で３分以内とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

	説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、新井安典委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建住宅にて家族４人で居住をしています。 譲受人の農作業の経験については、１３年以上の経験があります。 譲受人からは今回、栗の作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅から車で３分以内ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和７年１月６日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、トラクター１台、刈払機１台を所有しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた河野和昭推進委員から何か意見を預かっていますか。
９番	特にございませんでした。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整

	理番号３－３について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４について、関連する事項がございますので、併せて議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５及び３－６について、審議いたします。 よろしいでしょうか。 【異議なしの声】
議長	異議なしの声をいただきました。 それでは、地区担当委員の保谷剛正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推９番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－４について、１月１６日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字下加治字郷路地内にある畑１筆、面積７２５㎡です。 農地の現況は栗が作付けされております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、栗、柿を作付けするとのことです。 また、通作については自宅から車で１０分以内とのことです。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－５について、１月１６日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字下加治字郷路地内にある畑１筆、面積２３１㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、栗、柿を作付けするとのことです。 また、通作については自宅から車で１０分以内とのことです。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－６について、１月１６日に綿貫由美子委員と現地調査しまし

	たので、その状況を報告します。 　申請地は、大字小久保字向原地内にある畑１筆、面積１７５㎡です。 　農地の現況は保全管理されております。 　譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるとのことです。 　譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、栗、柿を作付けするとのことです。 　また、通作については自宅から車で１０分以内とのことです。 　説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４について補足説明いたします。 　申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 　現地の状況につきましては、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。 　譲受人は現在、市内の戸建住宅にて家族２人で居住をしています。 　譲受人の農作業の経験については、２５年以上の経験があります。 　譲受人からは今回、栗、柿の作付け計画が提出されております。 　また、通作に関してですが、自宅から車で１０分以内ですので、問題はありません。 　こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 　申請年月日は、令和７年１月６日、同日農業委員会受付となっています。 　次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 　１つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 　２つ目、機械の所有状況ですが、刈払機１台を所有しており、また、トラクター１台及び耕耘機１台は知人から借用しております。 　３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 　４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 　５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 　続きまして、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５について補足説明いたします。 　申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 　現地の状況につきましては、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。 　譲受人は現在、市内の戸建住宅にて家族２人で居住をしています。 　譲受人の農作業の経験については、２５年以上の経験があります。 　譲受人からは今回、栗、柿の作付け計画が提出されております。

	また、通作に関してですが、自宅から車で１０分以内ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和７年１月６日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、刈払機１台を所有しており、また、トラクター１台及び耕耘機１台は知人から借用しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 続きまして、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－６について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、保谷剛正推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、市内の戸建住宅にて家族２人で居住をしています。 譲受人の農作業の経験については、２５年以上の経験があります。 譲受人からは今回、栗、柿の作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅から車で１０分以内ですので、問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和７年１月６日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、刈払機１台を所有しており、また、トラクター１台及び耕耘機１台は知人から借用しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた綿貫由美子委員、何かございますか。

７番	特段ございません。
５番	今回の申請地の一つである大字下加治字郷路２６５番３の農地について、譲受人が所有している農地と地続きでの拡大という認識でよろしいでしょうか。
事務局	その通りです。
推３番	今回の申請地となっている大字小久保字向原１７番７の農地について、面積が１７５㎡と柿や栗を作付けするには狭小であることから、管理を怠った場合、市道部分に枝が越境するなどの恐れがあると思いますが、いかがでしょうか。
事務局	譲受人には、狭小農地であるため、剪定作業を含めた適正な農地の管理については、今以上に注意をしていただきたいことをお伝えします。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－４について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－５について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－６について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について

	審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号１について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。 伊東裕彰推進委員に調査報告をお願いします。
推８番	相続税の納税猶予に関する適格者証明について、１月２０日、江原良弘委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字笠縫字後際内にある畑２筆、面積９７１㎡で、現況は、ネギ、ダイコン、ハクサイ等が作付けされていました。 相続人は、大字笠縫で農業経営をしております。 相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については自宅と隣接しているとのことですので、問題ありません。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第３号　相続税納税猶予に関する適格者証明願いの受付番号租税７０－１番について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。 ここにおける農地等とは、農地法第３２条第１項の遊休農地に該当しない農地であって、市街化区域においては都市計画法第８条第１項第１４号

	に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第７条第１項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。 　申請地は相続人の住宅と隣接しており、計９７１㎡の農地法第３２条第１項の遊休農地に該当しない都市計画法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。 　現地については、ネギ、ダイコン、ハクサイ等が作付けされており、良好に管理しております。 　申請年月日は、令和６年１２月２７日、同日農業委員会受付となっています。 　次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。 　１つ目、被相続人が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（１）のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。 　２つ目、相続人が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（２）のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。 　３つ目、農地が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（３）のいずれかに該当するかですが、イの被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。 　以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。 　補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが、特段ございません。 　ただいまから質疑に入らせていただきます。地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号１について、何かご意見、ご質問等ございますか。 　【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。 　【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号２について審議を行います。 なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、小川英之委員には、ここでご退席願います。 【小川英之委員　退席】
議長	それでは、議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号２について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。新井安典委員に調査報告をお願いします。
９番	議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号２について、１月２６日に河野和昭推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字双柳字六道、字東原および大字岩沢字池ノ東内にある畑１１筆、面積６，２５８㎡で、現況は、ブドウ、ナシが作付けされていました。 相続人は、大字双柳で農業経営をしております。 相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については、すべて自宅から車で５分程度の範囲内とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第３号　相続税納税猶予に関する適格者証明願いの受付番号租税７０－２番について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相

	続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。 　ここにおける農地等とは、農地法第３２条第１項の遊休農地に該当しない農地であって、市街化区域においては都市計画法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第７条第１項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。 　申請地は大字双柳字六道、字東原および大字岩沢字池ノ東内にある畑１１筆６，２５８㎡の農地法第３２条第１項の遊休農地に該当しない都市計画法第８条第１項第１４号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。 　現地については、ブドウ、ナシが作付けされており、良好に管理しております。 　申請年月日は、令和７年１月６日、同日農業委員会受付となっています。 　次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。 　１つ目、被相続人が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（１）のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。 　２つ目、相続人が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（２）のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。 　３つ目、農地が国税庁発出の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例２の（３）のいずれかに該当するかですが、イの被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。 　以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。 　補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた河野和昭推進委員から何か意見を預かっていますか。
９番	特にございませんでした。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号２について、何かご意見、ご質問等ございますか。

	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 それでは、小川英之委員には入室していただきます。
	【小川英之委員　入室】
議長	続きまして、報告第１号農地法第５条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【案件４「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が全て終了いたしましたので議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和７年１月飯能市農業委員会総会を閉会します。